

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札の参加における考え方

令和6年12月1日吉岡町企画財政課

1 前提条件

吉岡町では、財務規則上、「同一の入札において同一人がした2以上の入札」を「無効」としている。これは、「同一の入札において同一人がした2以上の入札」が入札の公平性を欠くことを理由としているからである。しかしながら、このような文言だけでは「同一人」の定義が曖昧であり、この曖昧さにより入札参加者のあざかり知らぬところで不利益を被る可能性があり公平性が阻害されてしまう。そのため本考え方では「同一人」という文言を明確化することが目的である。

なお、「同一人」の定義に当てはまる場合であっても、「同一の入札において同一人がした2以上の入札」に抵触しないようにする目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、差し支えないと考えられるが、「同一人」の定義に当てはまらない場合であっても、独占禁止法上の「不当な取引制限」の一つである「入札談合（国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額などを決めて、競争を止めてしまうこと（公正取引委員会HPより））」に該当する行為があった場合は、独占禁止法違反になることに変わりはないことを留意する。

2 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある複数の者

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係（以下「系列関係」という。）にある複数の者（組合（共同企業体を含む。以下同じ。）にあってはその構成員）は、「同一人」とし、系列関係にある複数の者の同一入札への参加は認めず、系列関係にある複数の者が提出した入札書は、財務規則を理由に「無効」とする。

3 系列関係の基準

（1）資本関係

次のいずれかに該当する2者以上の関係のこと。ただし、子会社（会社法施行規則第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法施行規則第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する2者以上の関係のこと。

ア 一方の会社の役員（法人、個人経営にかかわらず代表権を有する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

① 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会

等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は、除く。

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他（1）から（2）と同視しうる系列関係があると認められる場合

4 公告等への記載

基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

（1）一般競争入札にあっては入札公告又は入札心得

（2）指名競争入札にあっては指名通知書又は入札心得

5 系列関係の基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する複数の者がした入札は、「無効」とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は、「同一人」を理由とする「無効」にはならない。

また、公告等に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列関係に該当する者のその行為は、吉岡町建設工事等請負業者指名停止措置要領の「虚偽記載」に該当する。

6 系列関係に関する情報の取扱い

入札参加有資格業者から、自らの入札参加資格に関し、系列関係としての該当・取扱い状況について、照会があった場合は、当該者に関係する部分についてのみ、情報を開示するものとする。また、系列関係の情報は、町の発注事務等に供するものとする。

7 適用

この取扱いは、定めた日以降に公告等を行う入札に適用する。